

【18】 修験道十八箇警策

写1冊

〔書名よみ〕 しゅげんどうじゅうはちかけいさく

〔編著者〕 未詳 〔書写者〕 尊岸 〔写刊年次〕 嘉永二年（一八四九）

〔外題〕 修験道十八箇警策

〔内題〕 修験道十八箇警策

〔その他〕 ナシ

〔残欠状況〕 全 〔保存状況〕 小破 〔装訂〕 卷子本 〔丁数〕 九丁

〔本文用字〕 漢字 〔一面行数〕 六行 〔界線〕 ナシ 〔表紙〕 本文

共紙 〔法量〕 縦二四・六×横十七・四糎 〔料紙〕 厚表紙 〔書入〕

注記付訓（墨） 〔印記〕 「陸奥国西津軽郡深浦村圓覚寺海浦義観」（朱・

単郭・陽刻・正方） 〔備考〕 尊岸一七三。表紙に、「嘉永二^酉年霜月

春光山法印尊岸」と署名あり。

〔奥書〕 ナシ

〔解題〕

本書は、山伏の心構えを箇条書にしてまとめたものである。初心未行の行者が守るべき要目十八ヶ条を列挙し、出世の指南とした。「行学」の二事を退転なく勤めること、入峰昇進興法利生の外の諸希望を絶つことなど、内容は十八箇条に及んで、内容は具体的である。

本文の最後には、朝暮の勤行の時も、平生安座の折にも、時々この訓戒を見て、忘却しないようにと、戒める文が付されている。

撰者は明記されていないが、三宝院満濟（一三七八〜一四三五）になるものと言われている。満濟は、足利義満（一三五八〜一四〇八）の養

子で、賢俊大僧正に入室し、剃髪、応永二年（一三九五）に師の賢俊大僧正より庭儀灌頂を受け、三宝院第二十五世門跡となり、醍醐山第七十四代の座主となった。また東寺百三十四代、百四十一代、百六十一代の長者法務に任ぜられ、大僧正准后となった。室町三代將軍足利義満・義持・義教の新任が厚く、幕政にも深く関わり、「黒衣の宰相」ともいわれた。後に、法身院に退き、永享七年（一四三五）に没した。著書に『満濟准后日記』（『続群書類従』補遺編）がある。

奥書はないが、表紙に、「嘉永二酉年（一八四九）霜月春光山法印尊岸」と署名があり、筆跡からも、尊岸の書写と判断できる。嘉永二年は、尊岸四十七歳で、その時の書写であろう。尊岸が書写した底本、つまり尊岸がどの本を写したのかについては未詳である。本書には、尊岸からは孫にあたる海浦義観の朱印（蔵書印）があり、尊岸の蔵書を引き継いだ義観が、尊岸の本に学んでいる様子を彷彿とさせる資料である。義観が後に、『修験道章疏』の集成に協力したり、帝国大学に修験道関係資料を寄贈する時にも、この『修験道一八箇警策』は入っている。このように義観は、尊岸が蒐集した修験道の本に、多くを学んだものと思われる。

〔参考〕

・ 児玉允「修験道十八箇警策」解題（宮家準『修験道章疏解題』、復刻『修験道章疏』別巻、二〇〇〇年）

（渡辺 麻里子）

嘉永二酉年霜月

春光山法印尊岸

修驗道十八箇警策

修驗道十八箇警策

一修驗於行學二事縱雖不堪其
器晝夜無退轉致慙慙之志則
現身必可遂願望
一入峯昇進興法利生之外可絕諸希
望唯以悉地成就二利圓滿可為

所詮

一於朝暮勤行之時非病患公事
不可懈怠就讀經之時時可思
是觀文之義理佛神依法樂增
威光人間依冥助達玄道
一四威儀無怠較系心於佛祖禁戒任

三密相應之思常可慙三業罪障
凡諸師八家教法雖區也以諸惡莫
作為本以眾善奉行為宗然則
觸晝夜行跡莫傾油鉢
一入峰修行道具並峯中祕密書籍
等深藏之不可失之倩思入峯之道

十界一如教迹凡身即佛之秘訓也於汲行者之源流輩者專可存古代遺風也

一三十三通秘決等任先達訓說守傳受肯為鍊習日日向一兩通可修薰積謾以今案邪義莫度

頗是法滅之基也

一未入峰之輩自恣勿披見峯中之書籍等越三昧耶之罪甚以重故大日經曰越三昧耶定隨無間文三昧耶者梵語也此翻誓願越者違也

一入峰之輩對先達昂昂生佛祖之思不怠隨遂給仕雖為小事不可違師之嚴命保可重三世勝契故也

一雖為同峯同行於峯中書籍者堅可秘之依機根勝劣恐

堪不堪故也但於法器之人者聊以莫拘惜

一行任座卧道心堅固願要現身佛果本懷抑常住臨終思雖為讀誦念誦之間莫使平生口業不淨

一於駟相之時強無過失。又人損
人之族多。以有之是非道之至
不足言也。若有不威儀之事。則
堅執言心中。還可生顧盼扶持。思
自他之習不辨。我分際動求他
之訛謬。凡獅子身中。虫雖噉師子

可滅。我家者。唯是我執。也是偏
忘菩提心之根本。自他一如之實
躰故也。

右條々客道之用心。出世之指南也。仍
爲二三子。聊以十八箇敬言策責。
初心未行之疎業。志取之摺先達之

庭訓。粗誌之汲彼餘流之輩者。
如法寫之懸心。於朝暮勤行之
時。或衆會經迴之筵。或平生安座
之處。時々見之。莫有忘却矣。

